

# 令和5年度 市民税・県民税の申告のお知らせ

## 市民税・県民税の申告について

下記の「市民税・県民税の申告が必要な人」に該当する人は、令和5年3月15日(水)までに、前年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の所得額及び控除額を申告してください。

申告がない場合には、市民税・県民税及び国民健康保険税が正しく計算されないばかりか、在留資格の更新、市営・県営住宅の入居、児童手当、就学援助費、保育園・幼稚園の入園等に必要所得証明や課税証明等が発行されないことがあります。

## 市民税・県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日現在、太田市に住所があり、税務署へ確定申告書を提出しない人で、次の項目のいずれかにあてはまる人。

- 1 営業等所得や農業所得があった人
- 2 不動産(地代、家賃)や配当などの所得があった人
- 3 給与所得者で勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人

前年中に収入等が無かった人でも、次に該当する場合は申告が必要です。

(遺族・障害年金等の非課税収入のみの人も含みます。)

- 所得0円の記載がある所得証明書等が必要な人
- 家族等の扶養控除の対象になっていない人で、国民健康保険などに加入している人、各種手当(児童手当など)や、免除(国民年金など)の申請をする人

市民税・県民税申告をしなくてもいい人

- 税務署へ所得税の確定申告をする人
- 給与収入だけの人で、会社で年末調整をする人(会社が代わりに太田市へ報告書を提出する人)
- 年金収入だけの人で、毎年1月末に届く源泉徴収票どおりよく、扶養、保険料などの控除の追加や変更がない人

感染症拡大防止のため、「郵送での提出」にご協力をお願いします。

## 申告書の提出方法

### 【郵送による提出】

申告書に必要事項を記入の上、申告書の氏名欄に記名し郵送してください。

(申告書の電話番号欄には昼間連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。)

#### 1 同封物

在留カードの写し、マイナンバーカード(個人番号カード)の写し又はマイナンバーの「通知カード」の写し、及び収入や各種控除に係る証明書などの必要書類(写しでも可) ※必要書類が同封されていない場合は各種控除が受けられなくなります。

#### 2 郵送先

太田市役所 市民税課(〒373-8718 住所不要)

#### 3 前年中に収入が無かった人

前年中に収入が無かった人で申告書を提出する方は、「市民税・県民税申告書【簡易】」を使用して提出できます。

(少額でも収入があった人は使用できません)



太田市ホームページ(HP)から、申告書の入力ができます。めんどうな計算は自動で行われますので、大変便利です。入力後は印刷し記名してご提出ください。または、申告書の用紙に計算結果を書き写して郵送してください。

↑ <https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0030-006soumu-shiminzei/zeigakusisan.html>



# ゆうそう ていしゅつ おづか かた しんこくかいじょう こし ねが 郵送での提出が難しい方のみ、申告会場へお越しになるようお願いいたします。

## しんこくそうだんかいじょう しんこくけつけ 【申告相談会場での申告受付】

### しんこくそうだんかいじょう らいじょう ひつよう ■申告相談会場に来場するときに必要なもの

- 1 市民税・県民税申告書（郵送された封筒ごとお持ちください）、在留カード、在留カードの写し
- 2 マイナンバーカード（個人番号カード）又はマイナンバーの「通知カード」
- 3 令和4年分の源泉徴収票又は勤務先からの支払証明書、自営業などの事業所得者は収支のわかる帳簿など
- 4 雑損、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける場合は、令和4年中の証明書・領収書など
- 5 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知
- 6 控除対象配偶者や扶養家族が海外にいる場合は、婚姻証明書、出生証明書、海外送金依頼書（証明書）。

※書類が日本語でない場合は、別途、翻訳した書類も添付又は提示が必要です。

※海外にいる扶養親族が複数いる場合には、海外送金依頼書は海外にいる親族の各人ごとに必要です。

期間（土・日曜日、祝日を除く）	市民税・県民税申告会場	受付時間
令和5年 2月1日(水)～2月13日(月)	おたしやくしよ かい 太田市役所 2階 ラウンジ ※駐車場の混雑が予想されますので、乗り合わせや公共交通機関の利用にご協力をお願いします。	午前9時～11時 午後1時～4時
令和5年 2月16日(木)～3月14日(火)	にったちやうしや かい だいかいぎしつ 新田庁舎 2階 大会議室 ※確定申告も受付する会場、たいへん混み合いますので分散をお勧めします。 ※庁舎東側駐車場は使えませんので、道を挟んで南側の駐車場をご利用ください。	午前9時～11時 午後1時～3時30分

※ 太田市役所 市民税課（2階）での申告受付は行っていませんのでご注意ください。

※ 混雑状況によっては、時間内でも受付を終了することがありますが、ご理解をお願いします。

※ イオンモール太田会場は、税務署による所得税の確定申告のみとなり、市・県民税申告は受付しません。

※ 収支内訳書や、医療費控除の明細書を会場で作成すると会場内に滞在する時間が長くなります。感染防止、混雑緩和のためにも、必ずご自宅であらかじめ作成またはまとめてからご来場ください。

## あんぜん ねが 安全のためお願いします。

- 体調が悪い場合は、来場をお控えください。発熱や咳、風邪の症状がある方は来場をお断りします。
- マスクの着用、咳エチケット、手指消毒、会話は最小限とし、十分な間隔の確保に心がけてください。
- ご家族分は代理での申告もできます。できるだけ来場者数の削減にご協力願います。（介助の方などのご同行は問題ありません。）



## しよとくぜい かくていしんこく そうだん ■所得税の確定申告のご相談

しよとくぜい かくていしんこく たてばやしぜいおしよ そうだん  
所得税の確定申告については、**館林税務署**へご相談ください。

【お問合せ先】 館林税務署 住所 〒374-8686 群馬県館林市仲町11-12 電話 0276-72-4373

おたしやくしよ しみんぜいか ねが  
太田市役所 市民税課 〒373-8718 太田市浜町2番35号 電話0276-47-1932・1818【直通】